資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 修徳学院 | 設置工事、改修工事及び増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。  １　工事完了日：令和４年７月26日（検査日：令和４年７月26日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | エアコン設置工事 | 227,480円 |   ２　工事完了日：令和４年12月20日（検査日：令和４年12月20日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 旧厨房土間改修工事 | 1,650,000円 |   ３　工事完了日：令和４年12月23日（検査日：令和４年12月23日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 電話増設工事 | 352,000円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。  ２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。  (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。  (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。  「別表４　固定資産計上基準表」  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。 |
| 措置の内容 | | |
| 検出事項について、会計局会計指導課へ依頼し複式仕訳の過年度修正を行うとともに、資産として公有財産台帳に登載した。  本件は、担当者が固定資産計上基準を十分に理解しないまま事務処理を行ったことが原因で生じたものである。  再発防止に向け、公有財産台帳への登載に係るチェックリストを作成し、事務処理の際に確認することとした。  今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等を正しく理解し、適正な事務処理を行う。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月２日から令和６年１月31日まで）